

令和4年10月

事業者のみなさまへ

大阪市

標準契約書の改正及び本市契約の取扱いについて

業務委託契約における手続の適正性を確保するため、令和4年10月11日付けで次のとおり標準契約書を改正しましたので、周知いたします。また、改正前の標準契約書によって締結した契約の取扱いについても併せて周知いたしますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 改正する標準契約書

[別紙1](#)のとおり

2 改正内容

[別紙2](#)のとおり

3 本市契約の取扱いについて

(1) 既に改正前の契約書で締結している契約

- ・ 本改正に伴う契約変更等の手続きは不要とします。

(2) 令和4年11月1日以降に発注する契約

- ・ 令和4年11月1日以降に発注する契約については、改正後の契約書を使用することとします。

4 担当

契約管財局契約部制度課（契約制度グループ） 電話 06-6484-7434